

第22号議案

令和8年度海田町下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度海田町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

|              |                          |
|--------------|--------------------------|
| (1) 処理開始面積   | 482 ha                   |
| (2) 年間有収水量   | 2,841,452 m <sup>3</sup> |
| (3) 一日平均有収水量 | 7,785 m <sup>3</sup>     |
| (4) 主な建設改良事業 |                          |
| 管きよ建設改良費     | 162,100千円                |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中公営企業会計の適用に要する経費の財源に充てるため、企業債3,500千円を借り入れる。

収 入

|             |           |
|-------------|-----------|
| 第1款 下水道事業収益 | 960,901千円 |
| 第1項 営業収益    | 592,156千円 |
| 第2項 営業外収益   | 368,744千円 |
| 第3項 特別利益    | 1千円       |

支 出

|             |           |
|-------------|-----------|
| 第1款 下水道事業費用 | 963,241千円 |
| 第1項 営業費用    | 872,670千円 |
| 第2項 営業外費用   | 85,451千円  |
| 第3項 特別損失    | 120千円     |
| 第4項 予備費     | 5,000千円   |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額172,556千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的

収支調整額 7, 418 千円及び過年度分損益勘定留保資金 165, 138 千円で補てんするものとする。)

| 収 入          |            |
|--------------|------------|
| 第1款 資本的収入    | 516, 499千円 |
| 第1項 企業債      | 357, 900千円 |
| 第2項 他会計出資金   | 94, 350千円  |
| 第3項 国庫補助金    | 55, 000千円  |
| 第4項 負担金等     | 8, 631千円   |
| 第5項 長期貸付金償還金 | 618千円      |
| 支 出          |            |
| 第1款 資本的支出    | 689, 055千円 |
| 第1項 建設改良費    | 194, 119千円 |
| 第2項 企業債償還金   | 488, 636千円 |
| 第3項 長期貸付金    | 1, 300千円   |
| 第4項 予備費      | 5, 000千円   |

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額            | 起債の方法 | 利率   | 償還の方法  |
|-------|----------------|-------|--|--|
| 下水道事業 | 361, 400<br>千円 | 証書借入  | 年6.5%以内<br>(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により措置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。 |

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、700, 000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用，営業外費用及び特別損失

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については，その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し，又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は，議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 57,270千円

(2) 交際費 50千円

(一般会計からの補助金)

第9条 下水道事業会計助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は147,083千円である。

令和8年3月3日提出

海田町長 竹野内 啓佑